

外国人ご採用の概要ご説明書

2019年3月15日現在

ご注意ください：資料は企業様のサポートを目的としていますので、技能実習生受入の組合様やその他の派遣企業様との比較や交渉にお使いいただく事はご遠慮をお願い申し上げます。

外国人ご採用の場合のご検討基準は①採用目的 ②採用理由 ③採用業種 ④採用作業内容「取得 VISA」によって外国人の業種、業務、職種に制約があります。（2019年4月から特定技能者制度が加わりました。）
本頁では「技能実習生」と「エンジニア人材」「社団企業内転勤」の概要を対比してご説明致します。
適した雇用選択①②③の選択はご一緒にご相談を以て進められる事をサポートいたします。

詳細は別紙にてご説明致します。 ※法令及び海外の事情により予告なく変更する場合があります。

	① 技能実習生制度採用 転職不可	② 特定技能 転職可	③ 就労者 (エンジニア) 転職可	③ 社団企業内転勤 原則転職不可
滞在期間	3年+2年(2017年11月より) => 再実習不可 (2019年4月特定技能に移行)	1号 5年 (2号試験合格で) 2号 5年	1年 => 更新毎 滞在継続可能 => 永住 VISA、家族滞在 可能	必要な期間として認定を受けますが 企業の更新申請で帰国期限なし
必要条件	入国前に6か月の日本語学習修了者	実習修了者の上級者の位置づけ	大学卒者 (職種により日本語能力要) 又は当該職種 10 年経験者	一定の要件を満たす場合、実習帰国者 大卒以外の 日本就労が可能
採用方法	ベトナム送出し機関 => 日本受入組合 => ご採用企業様	業種ごとに特定技能資格試験に合格者ですが送出し国の推薦費用を 日本負担が不合理及び転職可能	ご採用企業様の直接雇用 (日本語能力不安定) 日本人採用同等条件) 転職自由	社団の辞令で転勤移動する。ご採用企業 様の直接雇用 (日本語能力 N3 レベル以 上) 日本人採用同等条件) 原則転職不可
ご採用までの時間	ご募集票 => 現地面接 = 約 1 ~ 2 か月 受入組合とご契約 日本在留許可申請 => 許可 (VISA) 取得 => 約 2 か月以内 実習生来日まで => 約 2 ~ 4 週間 日本入国 国内研修 => 約 1 カ月 計 約 6 か月後～に実習始動	採用から就労までの期間は 同左 1号 日本語 N4 (会話不十分) 2号 日本語をある程度理解できるレベルが求められるレベル	ご募集票 => 現地面接 = 約 1 ~ 2 か月 ご採用者と 直接雇用契約 日本在留許可申請 => 許可 (VISA) 取得 => 約 2 か月 ~ 3 か月 ご採用者の来日まで => 約 2 ~ 4 週間 来日時より就労着任 計 約 2 か月半 ~ 5 カ月より始動	ベトナムの社団子会社に 1 年以上勤務している者に限る。日本就労経験、専門学 校卒、短大卒、大卒、を対象に即戦力者 を直接雇用契約 特別な採用メリット - 採用人数制限無し - ビザの更新に制限無し - 家族帯同可能 計 約 VISA 申請期間約 90 日以内

特記事項	来日当初は異文化の為の生活習慣指導と日本語指導、カウンセリングを求め、ご協力致します。	来日当初は異文化の為の生活習慣指導と日本語指導、カウンセリングを求め、ご協力致します。	来日当初は異文化の為の生活習慣指導と日本語指導、カウンセリングを求め、ご協力致します。
項目	入国目的に「長期安定就労」より「高給与事業所を求めて転職」目標の人材が少なくなく、ご採用事業所様の一番の不満点、日本語も平均的に不十分。	入国目的に「長期安定就労」より「高給与事業所を求めて転職」目標の人材が少なくなく、ご採用事業所様の一番の不満点、日本語も平均的に不十分。	来日当初の生活習慣指導カウンセリング等のご負担はほとんどなく報告・連絡・相談：日本文化を習得出来ていますが社内規定の「表現法」などをアドバイスします。

比較規準給与について (技能実習生の詳細は別紙、組合の資料にてご説明致します)

ご採用月額費用対比	地域最低賃金以上 8時間×22日 組合管理費 (Vietnam 含む) 法定福利管理費 実計算額 合 計 約	円/時 円 45,000 円 実計算額 +実費額	日本人と同等賃金又は地域最低賃金以上 円/時 円以上 (近年での月額平均基本給は ¥220,000/支給額+残業) 35,000 円 実計算額 合 計 約 220,000 + 実費額 (転勤者給与) エンジニアは技術スキルに応じて ¥250,000 以上
-----------	---	--------------------------------------	--

諸費用について (技能実習生の詳細は別紙、組合の資料にてご説明致します)

	技能実習生制度採用	特定技能者採用	就労者 (エンジニア)	社団企業内転勤者
来日航空券	片道約6万円 (帰国時は自己負担)	片道約6万円 (帰国時は自己負担)	片道約6万円 (帰国時は自己負担)	片道 約6万円
生活準備費	約10万円 (1~3名) 住宅・寮費は給料より天引き/自転車・WiFi/最低限の費用必需品 リサイクル品で準備可	約10万円 (1~3名) 住宅・寮費は給料より天引き/自転車・WiFi/最低限の費用必需品 リサイクル品で準備可	約10万円 (1~3名) 住宅・寮費は給料より天引き/自転車・WiFi/最低限の費用必需品 リサイクル品で準備可	約10万円 (1~3名) 住宅・寮費は給料より天引き/自転車・WiFi/最低限の費用必需品 リサイクル品で準備可
備考	上記の必要総額を労働期間で除した時間給は派遣社員や日本人賃金に比較してかなり低い。 近年の円安で上昇気味です。	傾向として建設業種に採用が安易なためと転勤者の稼ぎ場所に成っているために給与高騰原因に認められます。 円安が上昇気味に拍車を掛けている。	一般的には日本人に同程度と VISA 申請時にチェックされるので任意の技術者で無い人材は給与額でフラフラして安定が無い為に転勤者に置き換わる職種です。	作業特徴は 同 左ですが、日本での業務には3年以上の技能実習経験者で有り日本語も仕事も生活も即戦力。

【コスト】対比表 (技能実習生の詳細は別紙、組合の資料にてご説明致します)

技能実習生制度採用	特定技能者	就労者 (エンジニア)	社団企業内転勤
-----------	-------	-------------	---------

大きなメリット対比

- 1. 実習生は「単純反復作業が適材適所」ですが日本語は殆ど出来ません。3年＋2年が基本の実習期間です。
- 2. 就労エンジニアは理系、文系の基礎技術を学んでいますから一定のスキルは持っています。
しかし、学卒者で日本語を話せる人材を期待する事は難しい状況及び採用した後に転職してしまう可能性があり
ます。（このVISAは大卒者、又はその仕事に10年以上の経験を持つ事が必要ですが日本語は個人に格差大きい）
- 3. 社団企業内転勤は上記の採用規定と別の定義ですから、日本語が（N3以上）話せて技術も日本生活経験も持ち
合わせていて日常でも日本語でパソコン活用している人材です。（就労期間もVISA更新を申請して認可期間を確保）

↓続く↓ 次ページ 費用内訳について

（技能実習生の詳細は別紙、組合の資料にてご説明致します）

↓続く↓ 次ページ 費用内訳について

（技能実習生の詳細は別紙、組合の資料にてご説明致します）

企業 メ リ ッ ト	技能実習生制度採用	特定技能者採用	就労者（エンジニア）採用	社団企業内転勤採用
	期間中の残業や休日出勤を進んで行う為、充てにできる事業運営が可能で事業の稼働効率が高まる。 難点は仕事に慣れたところの3年が過ぎれば帰国してしまう事。毎年の実習人員の補充が必用です。	実習は国際的に奴隷制度と非難を受けてる為に作られた制度であり、実習経験者能力を基準にしていて作業も単純作業が認められている事がメリット。	期間中の安定雇用になるが、転職する」可能性の為に充てに成らない。 ご採用条件により日本語の出来る人材確保が可能。 平均的に日本語を期待出来ない。 難点は「転職する」可能性を排除できないこと。	実習生レベルでは不満、特定技能者やエンジニアでは、転職や日本語レベルにご不満、の企業様に即戦力者を採用可能。 その根拠は ①実習帰国者でVN 社団内企業に就労中 ②短期大学、技術学校卒者で社団内企業に勤務中です。 ①と②の人材は日本語が出来て日本の仕事も生活も3年以上経験者の勤勉者です弊社VN 関連会社から日本就労の要件に適した一定の技能人材を採用で左記の難点を解消が可能です。

ご募集費用	組合ご契約時 組合費 約3～5万円/名・月	支援機関ご契約時 支援助費用 約3～5万円/名・月	又は年収に対して30%程度 VISA 申請経費 約10～15万/名	スキーム契約金 採用者の年収×25% ～30%/名×人数額 (事業様に応じて 別途、契約形式の費用提示) 関連企業維持費 約3～5万円/名・月
来日航空券	片道約6万円 (帰国時自己負担) VetJet 低料金+荷物重量加算	片道約6万円 (帰国時自己負担) VetJet 低料金+荷物重量加算	片道約6万円 (帰国時は自己負担) VetJet 低料金+荷物重量加算	片道約6万円 (帰国時は自己負担) VetJet 低料金+荷物重量加算

社団加盟による 人材「社団企業内転勤採用」に關しての費用について

特徴 1. 実習生修了者を直接再雇用する為に「即戦力者」を採用出来る。

2. 対象者の日本語レベルは N3以上、N2、N1であり、且つ日本生活、文化に順応できる人材であり、日々の仕事や生活に問題を生じる可能性が少ない。

3. 現在、実習実施企業様に於かれては「実習した人材を3年間で帰国」(2019年4月施行「特定技能制度採用で14業種に期間延長の改正)の悔いが無くなり、再雇用で生産効率、生産管理者に採用が有意義。(日本の班長、係長クラスに育成のゆしみあり)

4. 「採用者の入れ替えを必要の場合に行う事も可能で、適材適所」の人事管理と人件費コスト削減を可能にする。

(入れ替え費用の必要が無い為に勤務月数の採用コストが大幅に削減)

.....

企業内転勤者ご採用の「社団スキーム」ご活用についてご留意とお願い

企業内転勤者ご採用については ①採用目的 ②採用理由 ③採用業種 ④採用作業内容などにより企業内転勤制度にて定められています。

弊、海外技術交流社団は 社団員の企業様方を業種、職種に限らずに様々な互恵的に利益還流サポートを行う事が事業目的に資料もお送りしていただきますので企業様のサポート以外に、他の人材事業者、組合様やその他の派遣企業様と事業体制が異なりますので単純比較で交渉にお使いいただく事はご遠慮を願いたく思います。

その理由は組合さま、その他の人材関係企業さまと社団スキームは根拠が同一でなく、ご採用理由とご採用の作業内容により、就労が許可されます

から同一に比較対象ならない部分がある為です。

あくまでも、外国人ご採用の企業様社内で ①採用目的 ②採用理由 ③採用業種 ④採用作業内容を把握されて採用に適切な制度でお受け入れをして戴きたくお願い申し上げます。

ご判断など、お難しい所のご説明などはさせて戴きますのでご遠慮なくお問い合わせくださいませ。

拝

2025年4月5日更新記

社団管理センター
代表 和田 榮太
一般社団法人 海外技術交流社団
代表理事 和田 榮太